
消費者委員会提出資料

平成28年2月
消費者委員会事務局

- ・徳島への移転により、何が課題となるかを抽出し、ICTの活用などを通じた「働き方改革」の取組により、どのように解決できるか、十分検討することが重要。
- ・消費者委員会の役割である消費者行政全般に対する監視機能を維持・向上していくことが必要。

< 移転に伴う課題 >

○消費者委員会の運営

- ・消費者問題に関連する幅広い分野における、高度な専門性を有する委員の確保
- ・消費者委員会本会議、各部会及び専門調査会を徳島で開催する場合、委員の出張のための旅費が発生。東京にサテライトオフィスを設置して会議を開催する場合には同オフィスの賃料が発生。さらに、会議の庶務の遂行に支障を出さないための方策の検討が必要。
- ・調査審議を行うための、関係府省や民間企業、消費者団体等から十分にヒアリングを行う機会の確保

○事務局体制

- ・民間企業等からの出向による政策調査員の確保
- ・弁護士等、高度な専門性を持った人材(任期付職員)の確保

○国会対応

- ・「消費者問題に関する特別委員会」を始めとする各種の委員会における質問通告等への対応、議員からの説明要求に対する対応、さらには各党における消費者問題に関する部会への対応

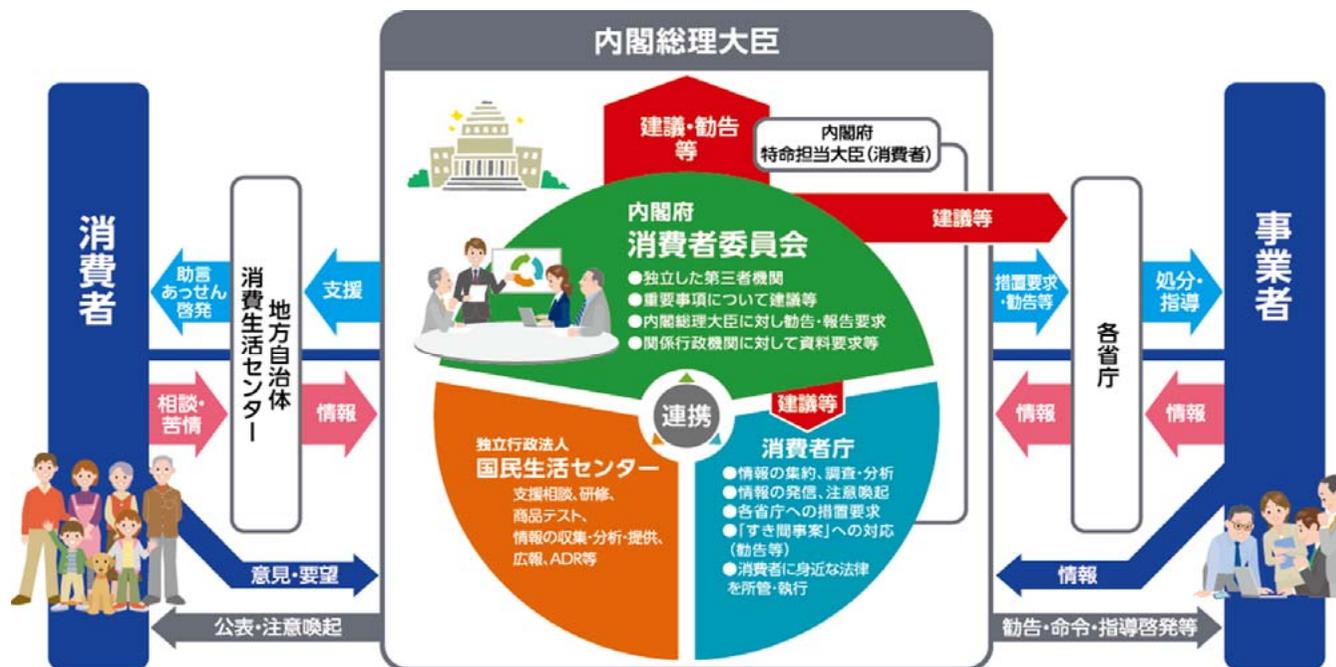
消費者委員会の機能

参考1

○消費者委員会は、独立した第三者機関として、以下の機能を果たすため内閣府に設置

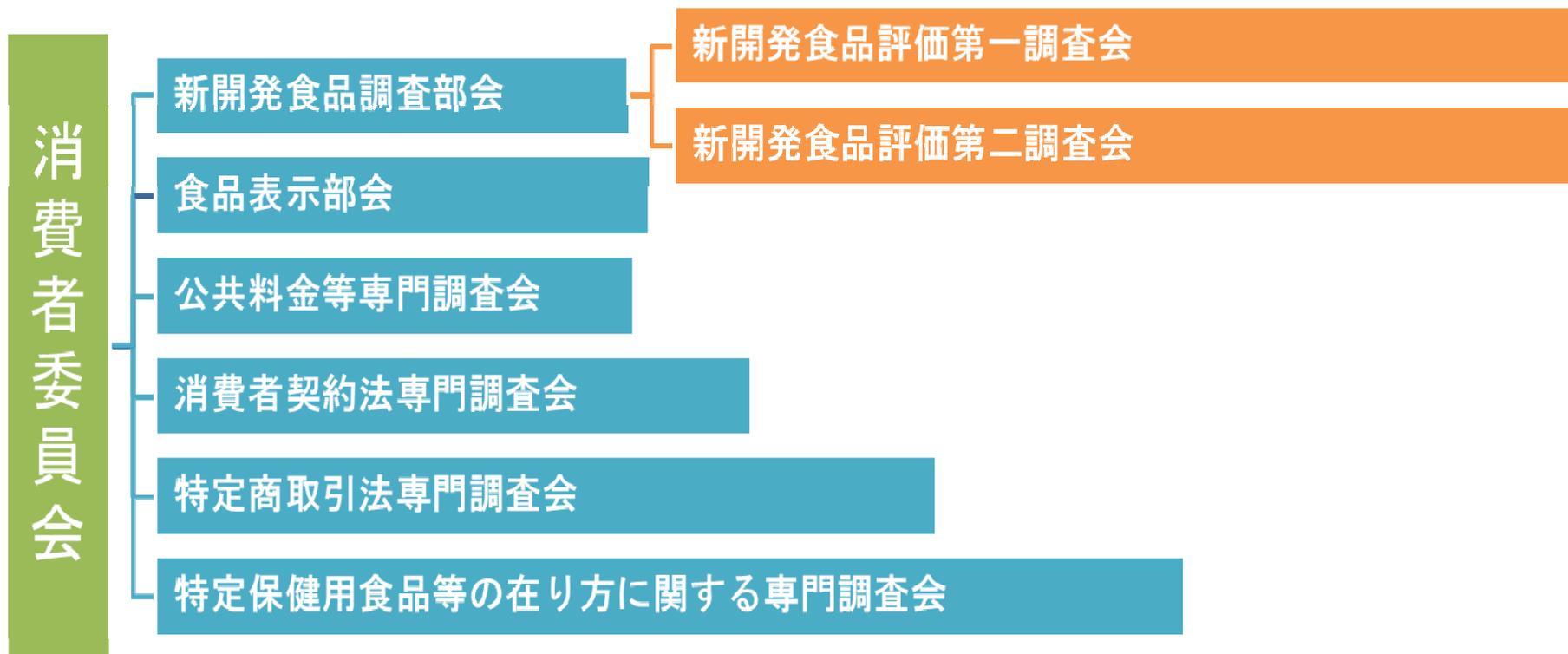
- ・各種の消費者問題について、自ら調査審議により、消費者行政全般に対して意見表明(建議)
- ・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議

○消費者問題に係る広範な専門分野を審議するため、必要に応じて、臨時委員、専門委員を任命して、部会や専門調査会等を設置して調査審議を実施



消費者委員会の審議体制 (平成28年2月現在)

参考2



◆常時、延べ100人を超える民間有識者を本委員、臨時委員、専門委員に任命し、消費者委員会本会議や部会及び専門調査会を運営。

第3次消費者委員会(平成25年9月1日～平成27年8月31日) の開催実績

参考3

	名称	H25.9.1～ H26.8.31	H26.9.1～ H27.8.31	合計
1	消費者委員会本会議	39	32	71
2	新開発食品調査部会	5	9	14
3	新開発食品評価第一調査会	5	6	11
4	新開発食品評価第二調査会	4	4	8
5	食品表示部会	5	6	11
6	栄養表示に関する調査会	6		6
7	生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会	5		5
8	加工食品の表示に関する調査会	8		8
9	公共料金等専門調査会	4	3	7
10	家庭用電気料金の値上げ申請に関する調査会	5	5	10
11	景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会	13		13
12	消費者契約法専門調査会		17	17
13	特定商取引法専門調査会		11	11
14	特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会		1	1
15	食品ワーキング・グループ	2	2	4
16	消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ		5	5
	小計(下部組織計)	62	69	131
	総計	101	101	202

※ 詳細については、消費者委員会HP (<http://www.cao.go.jp/consumer/index.html>) を参照のこと。

◆この他に、非公開の委員間打合せ等を相当回数、実施。